

再エネ関連業務規程の変更及びその認可申請について

(案)

1. 再エネ関連業務規程の変更

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法及び電気事業法の改正並びに国の審議会の議論等に適切に対応するため※、別紙1のとおり再エネ関連業務3規程（入札業務規程、徴収等業務規程及び積立金管理業務規程）を変更する。

※主に特定系統設置交付金及び交付金相当額積立金に関する制度の運用開始等

2. 再エネ関連業務規程の変更の認可申請

1. の変更案について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令第3条第2項、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第40条第1項後段及び第15条の14第1項後段の規定に基づき、別紙2～4により、経済産業大臣に対し、再エネ関連業務規程の変更の認可申請を行う。

以上

別紙1：再エネ関連業務3規程の変更案

別紙2：入札業務規程変更認可申請書

別紙3：徴収等業務規程変更認可申請書

別紙4：積立金管理業務規程変更認可申請書

電力広域的運営推進機関 入札業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p data-bbox="1092 289 1457 321">令和 4年4月 1日施行</p> <h1 data-bbox="486 926 1086 1024">入札業務規程</h1> <p data-bbox="480 1644 1092 1696">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2487 289 2852 321">令和 4年4月 1日施行</p> <p data-bbox="2487 331 2852 363"><u>令和 年 月 日変更</u></p> <h1 data-bbox="1878 926 2478 1024">入札業務規程</h1> <p data-bbox="1872 1644 2484 1696">電力広域的運営推進機関</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 入札業務を行う時間及び休日に関する事項（第5条）</p> <p>第3章 入札業務を行う事務所に関する事項（第6条）</p> <p>第4章 入札業務の実施方法に関する事項（第7条—第13条）</p> <p>第5章 手数料の収納の方法に関する事項（第14条—第15条）</p> <p>第6章 保証金の収納、管理、返還及び国庫への納付の方法に関する事項（第16条—第23条）</p> <p>第7章 入札業務に関する秘密の保持に関する事項（第24条—第27条）</p> <p>第8章 入札業務に関する公正の確保に関する事項（第28条—第29条）</p> <p>第9章 入札業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項（第30条—第31条）</p> <p>第10章 <u>その他入札業務に関し必要な事項</u>（第32条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 入札業務を行う時間及び休日に関する事項（第5条）</p> <p>第3章 入札業務を行う事務所に関する事項（第6条）</p> <p>第4章 入札業務の実施方法に関する事項（第7条—第13条）</p> <p>第5章 手数料の収納の方法に関する事項（第14条・第15条）</p> <p>第6章 保証金の収納、管理、返還及び国庫への納付の方法に関する事項（第16条—第23条）</p> <p>第7章 入札業務に関する秘密の保持に関する事項（第24条—第27条）</p> <p>第8章 入札業務に関する公正の確保に関する事項（第28条・第29条）</p> <p>第9章 入札業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項（第30条・第31条）</p> <p>第10章 <u>雑則</u>（第32条）</p> <p>附則</p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 <u>この規程</u>は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、法第7条の規定により行う入札の実施に関する業務（以下「入札業務」という。）の実施に関する基本的事項を定め、もって入札業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 <u>本規程</u>は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、法第7条の規定により行う入札の実施に関する業務（以下「入札業務」という。）の実施に関する基本的事項を定め、もって入札業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。</p>
<p>（基本方針）</p> <p>第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「<u>施行規則</u>」という。）並びにこれに基づく命令、通知によるほか、<u>この規程</u>に従い、公正かつ適切に入札業務を実施する。</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）並びにこれに基づく命令、通知によるほか、<u>本規程</u>に従い、公正かつ適切に入札業務を実施する。</p>
<p>（情報処理システム）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更されたとき、<u>本規程又は入札実施指針が変更されたとき</u>、<u>入札参加者その他の関係者から要請があったとき</u>等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるよう、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（情報処理システム）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更されたとき、<u>本規程若しくは入札実施指針が変更されたとき</u> <u>又は入札参加者その他の関係者から要請があったとき</u>等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるよう、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。</p> <p>3・4 （略）</p>
<p>（入札の実施）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 本機関は、入札された<u>発電機</u>の出力及び<u>当機関</u>に提供された第1次保証金の額が有効なものであることを確認する。</p>	<p>（入札の実施）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 本機関は、入札された<u>再生可能エネルギー発電設備</u>の出力及び<u>本機関</u>に提供された第1次保証金の額が有効なものであることを確認する。</p>
<p>（区分経理）</p> <p>第13条 本機関は、電気事業法第28条の5第1項第5号の規定及び<u>本機関の会計規程</u>に基づき、入札業務に係る経理と入札業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。</p>	<p>（区分経理）</p> <p>第13条 本機関は、電気事業法<u>（昭和39年法律第170号）</u>第28条の5第5号の規定及び<u>会計規程</u>に基づき、入札業務に係る経理と入札業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。</p>
<p>（手数料の収納の方法）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者の<u>負担とする。</u></p>	<p>（手数料の収納の方法）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者が<u>負担するものとする。</u></p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>（第1次保証金の収納）</p> <p>第17条 本機関は、<u>入札参加者が入札を行う日の前日（当該日が休日（第5条第2項に規定する休日）をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直前の平日（土曜日を除く。）とする。）</u>を期限として、第1次保証金を請求し、本機関が指定する銀行口座への振込みにより収納する。</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、<u>入札参加者の負担とする。</u></p> <p>3 入札参加者が第1次保証金の提供を保証書の提出に代えることを希望するときは、本機関は、第1項の規定にかかわらず、<u>入札参加者が入札を行う日の3日（当該3日間に休日が含まれる場合は、当該休日の日数を加えた期間）</u>前を期限として、保証書及び添付書類を郵送により受け付ける。</p> <p>4 前項の郵送に要する費用は、<u>入札参加者の負担とする。</u></p> <p>5・6 （略）</p> <p>7 前2項の返却に要する費用は、<u>入札参加者の負担とする。</u></p>	<p>（第1次保証金の収納）</p> <p>第17条 本機関は、入札を行う日の前日（当該日が休日（<u>業務規程第11条第3項に規定する休業日</u>をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直前の平日（<u>同項に規定する営業日</u>をいう。）とする。）を期限として、<u>入札参加者に</u>第1次保証金を請求し、本機関が指定する銀行口座への振込みにより収納する。</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、<u>入札参加者が負担するものとする。</u></p> <p>3 入札参加者が第1次保証金の提供を保証書の提出に代えることを希望するときは、本機関は、第1項の規定にかかわらず、入札を行う日の3日（当該3日間に休日が含まれる場合は、当該休日の日数を加えた期間）前を期限として、保証書及び添付書類を郵送により受け付ける。</p> <p>4 前項の郵送に要する費用は、<u>入札参加者が負担するものとする。</u></p> <p>5・6 （略）</p> <p>7 前2項の返却に要する費用は、<u>入札参加者が負担するものとする。</u></p>
<p>（第1次保証金の返還）</p> <p>第18条 本機関は、落札者として決定した者及び入札実施指針に規定する「第1次保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当する者のいずれにも該当しない者（以下「保証金返還対象者」という。）に対して、入札結果を公表した日の翌日から起算して2週間以内に、当該者が提供した第1次保証金の額を返還する。返還は、入札参加者が指定する銀行その他の金融機関口座へ振り込むものとする。ただし、落札者が提供した第1次保証金は、当該落札者に返還せず、第2次保証金に充当する。</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、<u>本機関の負担とする。</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 前項の返却に要する費用は、<u>入札参加者の負担とする。</u></p>	<p>（第1次保証金の返還）</p> <p>第18条 本機関は、落札者として決定した者及び入札実施指針に規定する「第1次保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当する者のいずれにも該当しない者（以下「保証金返還対象者」という。）に対して、<u>第11条の規定により入札の結果を公表した日の翌日から起算して2週間以内に、</u>当該者が提供した第1次保証金の額を返還する。返還は、<u>入札参加者が指定する銀行その他の金融機関口座へ振り込むものとする。</u>ただし、落札者が提供した第1次保証金は、当該落札者に返還せず、第2次保証金に充当する。</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、<u>本機関が負担するものとする。</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 前項の返却に要する費用は、<u>入札参加者が負担するものとする。</u></p>
<p>（第2次保証金の収納）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、<u>落札者の負担とする。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項の郵送に要する費用は、<u>落札者の負担とする。</u></p> <p>5・6 （略）</p> <p>7 前2項の返却に要する費用は、<u>落札者の負担とする。</u></p>	<p>（第2次保証金の収納）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、<u>落札者が負担するものとする。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項の郵送に要する費用は、<u>落札者が負担するものとする。</u></p> <p>5・6 （略）</p> <p>7 前2項の返却に要する費用は、<u>落札者が負担するものとする。</u></p>
<p>（第2次保証金の返還）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、<u>本機関の負担とする。</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 前項の返却に要する費用は、<u>落札者の負担とする。</u></p>	<p>（第2次保証金の返還）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、<u>本機関が負担するものとする。</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 前項の返却に要する費用は、<u>落札者が負担するものとする。</u></p>
<p>（保証金の没収）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 本機関は、保証金を没収した場合には、<u>同指針に定めるところにより、その旨及び没収した額を当該入札参加者又は落札者に対し、電子メール又は書面で通知することとする。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項の返却に要する費用は、<u>入札参加者、落札者又は保証者の負担とする。</u></p> <p>5・6 （略）</p>	<p>（保証金の没収）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 本機関は、保証金を没収した場合には、<u>入札実施指針に定めるところにより、その旨及び没収した額を当該入札参加者又は落札者に対し、電子メール又は書面で通知することとする。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項の返却に要する費用は、<u>入札参加者、落札者又は保証者が負担するものとする。</u></p> <p>5・6 （略）</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>7 <u>第21条</u>の規定は、前項の第2次保証金の返還又は保証書の返却に準用する。この場合において、同条第1項中「再生可能エネルギー発電設備の運転を開始した」とあるのは「再生可能エネルギー発電事業計画について不可抗力事由による第2次保証金の没収の免除に係る入札実施指針の要件に適合すると認められる」と、「運転を開始した日」とあるのは「落札者に対し本機関がその旨を通知した日」とする。</p>	<p>7 <u>第20条</u>の規定は、前項の第2次保証金の返還又は保証書の返却に準用する。この場合において、同条第1項中「再生可能エネルギー発電設備の運転を開始した」とあるのは「再生可能エネルギー発電事業計画について不可抗力事由による第2次保証金の没収の免除に係る入札実施指針の要件に適合すると認められる」と、「運転を開始した日」とあるのは「落札者に対し本機関がその旨を通知した日」と読み替えるものとする。</p>
<p>（保証金の管理） 第23条（略） 2 保証金の提供に代えて保証書の提出を受け付けた場合にあつては、本機関は、当該保証書を金庫内に保管し、本機関の他の事業に係る現金、有価証券、<u>その他重要書類</u>とは明確に区分して管理する。</p>	<p>（保証金の管理） 第23条（略） 2 保証金の提供に代えて保証書の提出を受け付けた場合にあつては、本機関は、当該保証書を金庫内に保管し、本機関の他の事業に係る現金、有価証券<u>その他重要書類</u>とは明確に区分して管理する。</p>
<p>（業務委託先における秘密の保持） 第27条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、<u>情報管理規程 第37条、第38条及び第39条の規定により必要な対策を講じる。</u></p>	<p>（業務委託先における秘密の保持） 第27条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、<u>秘密情報の取扱い及び情報セキュリティに関する必要な対策を講じる。</u></p>
<p>（帳簿及び書類の保存） 第30条（略） <u>（1）法第8条の4の帳簿</u> <u>（2）（略）</u> 2（略） 3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の<u>危機</u>を用いて明確に紙面に表示することができるようにして、これを行うことができる。</p>	<p>（帳簿及び書類の保存） 第30条（略） 一 <u>法第8条の4に規定する帳簿</u> 二（略） 2（略） 3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の<u>機器</u>を用いて明確に紙面に表示することができるようにする。</p>
<p>第10章 <u>その他入札業務に関し必要な事項</u></p>	<p>第10章 <u>雑則</u></p>
<p>（実施細則） 第32条 本機関は、<u>この規程</u>に定めるもののほか、入札業務の実施に必要な事項について、細則を定めることができる。 2（略）</p>	<p>（実施細則） 第32条 本機関は、<u>本規程</u>に定めるもののほか、入札業務の実施に必要な事項について、細則を定めることができる。 2（略）</p>

附則

（施行期日）

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和6年4月1日）

（施行期日）

本規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

電力広域的運営推進機関 徴収等業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p data-bbox="1092 285 1457 321">令和 4年4月 1日施行</p> <h1 data-bbox="439 926 1130 1024">徴収等業務規程</h1> <p data-bbox="483 1644 1086 1696">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2487 285 2852 365">令和 4年4月 1日施行 令和 年 月 日変更</p> <h1 data-bbox="1828 926 2519 1024">徴収等業務規程</h1> <p data-bbox="1872 1644 2475 1696">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)</p> <p>第 2 章 徴収等業務を行う時間及び休日に関する事項 (第 5 条)</p> <p>第 3 章 徴収等業務を行う事務所に関する事項 (第 6 条)</p> <p>第 4 章 納付金の徴収の方法に関する事項 (第 7 条—第 1 3 条)</p> <p>第 5 章 供給促進交付金の交付の方法に関する事項 (第 1 4 条—第 1 9 条)</p> <p>第 6 章 調整交付金の交付の方法に関する事項 (第 2 0 条—第 2 4 条)</p> <p>第 7 章 <u>系統設置交付金</u>の交付の方法に関する事項 (第 2 6 条—<u>第 3 1 条</u>)</p> <p>(新設)</p> <p>第 8 章 <u>納付金</u>の管理の方法に関する事項 (第 3 2 条—<u>第 3 8 条</u>)</p> <p>第 9 章 政府が講ずる予算上の措置に係る資金の管理の方法に関する事項</p> <p>(<u>第 3 9 条—第 4 0 条</u>)</p> <p>第 1 0 章 徴収等業務に関する秘密の保持に関する事項 (第 4 1 条—<u>第 4 4 条</u>)</p> <p>第 1 1 章 徴収等業務に関する公正の確保に関する事項 (第 4 5 条—<u>第 4 6 条</u>)</p> <p>第 1 2 章 徴収等業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項</p> <p>(<u>第 4 7 条—第 4 8 条</u>)</p> <p>第 1 3 章 <u>その他徴収等業務に関し必要な事項</u> (第 4 9 条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)</p> <p>第 2 章 徴収等業務を行う時間及び休日に関する事項 (第 5 条)</p> <p>第 3 章 徴収等業務を行う事務所に関する事項 (第 6 条)</p> <p>第 4 章 納付金の徴収の方法に関する事項 (第 7 条—第 1 3 条)</p> <p>第 5 章 供給促進交付金の交付の方法に関する事項 (第 1 4 条—第 1 9 条)</p> <p>第 6 章 調整交付金の交付の方法に関する事項 (第 2 0 条—第 2 5 条)</p> <p>第 7 章 <u>系統設置交付金等</u>の交付の方法に関する事項 (第 2 6 条—<u>第 3 7 条</u>)</p> <p><u>第 8 章 返還命令等による金銭の徴収の方法に関する事項</u> (第 3 8 条・<u>第 3 9 条</u>)</p> <p><u>第 9 章 納付金等の管理の方法に関する事項</u> (第 4 0 条—<u>第 4 6 条</u>)</p> <p>第 1 0 章 政府が講ずる予算上の措置に係る資金の管理の方法に関する事項</p> <p>(<u>第 4 7 条・第 4 8 条</u>)</p> <p>第 1 1 章 徴収等業務に関する秘密の保持に関する事項 (第 4 9 条—<u>第 5 2 条</u>)</p> <p>第 1 2 章 徴収等業務に関する公正の確保に関する事項 (<u>第 5 3 条・第 5 4 条</u>)</p> <p>第 1 3 章 徴収等業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項</p> <p>(<u>第 5 5 条・第 5 6 条</u>)</p> <p>第 1 4 章 <u>雑則</u> (第 5 7 条)</p> <p>附則</p>
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 <u>この規程</u>は、電力広域的運営推進機関 (以下「本機関」という。)が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成 2 3 年法律第 1 0 8 号) (以下「法」という。)第 4 0 条第 1 項の規定に基づき、法第 3 1 第 1 項及び第 3 8 条第 1 項の納付金の徴収並びに交付金の交付の業務 (以下「徴収等業務」という。)の実施に関する基本的事項を定め、もって徴収等業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 <u>本規程</u>は、電力広域的運営推進機関 (以下「本機関」という。)が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成 2 3 年法律第 1 0 8 号) (以下「法」という。)第 4 0 条第 1 項の規定に基づき、法第 3 1 第 1 項及び第 3 8 条第 1 項の納付金の徴収並びに交付金 (<u>供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金をいう。第 4 4 条において同じ。</u>)の交付の業務 (以下「徴収等業務」という。)の実施に関する基本的事項を定め、もって徴収等業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第 2 条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則 (平成 2 4 年経済産業省令第 4 6 号。以下「施行規則」という。)並びにこれに基づく命令、通知によるほか、<u>この規程</u>に従い、公正かつ適切に徴収等業務を実施する。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第 2 条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則 (平成 2 4 年経済産業省令第 4 6 号。以下「施行規則」という。)並びにこれに基づく命令、通知によるほか、<u>本規程</u>に従い、公正かつ適切に徴収等業務を実施する。</p>
<p>(用語)</p> <p>第 3 条 本規程において使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法及び<u>本機関の業務規程</u>において使用する用語の例による。</p>	<p>(用語)</p> <p>第 3 条 本規程において使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法及び<u>業務規程</u>において使用する用語の例による。</p>
<p>(納付金の額の算定に係る資料の提出)</p> <p>第 7 条 本機関は、納付金の額を算定するため、<u>施行規則第 2 5 条に規定する期間ごとに、小売電気事業者等 (小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。)</u>に対し、当該各小売電気事業者等が電気の使用者に供給した電気の量その他必要な資料の提出を求める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(納付金の額の算定に係る資料の提出)</p> <p>第 7 条 本機関は、<u>法第 3 1 条第 2 項に規定する納付金 (以下第 1 2 条までにおいて単に「納付金」という。)</u>の額を算定するため、小売電気事業者等に対し、当該各小売電気事業者等が電気の使用者に供給した電気の量その他必要な資料の提出を求める。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(納付金の額の算定)</p> <p>第 8 条 本機関は、前項の規定により提出を受けた各小売電気事業者等からの資料に基づき、<u>施行規則第 2 5 条に規定する期間ごとに、納付金の額の算定を行うものとする。</u></p>	<p>(納付金の額の算定)</p> <p>第 8 条 本機関は、前項の規定により提出を受けた各小売電気事業者等からの資料に基づき、<u>小売電気事業者等が納付すべき納付金の額の算定を行うものとする。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
2 前項の納付金の額の算定は、 <u>施行規則第 2 6 条に規定する方法により、これを行うものとする。</u>	(削除)
(納付金の額の決定) 第 9 条 (略) 2 本機関は、前項で決定した各小売電気事業者等 <u>の納付金の額</u> を経済産業大臣に報告する。	(納付金の額の決定) 第 9 条 (略) 2 本機関は、前項で決定した各小売電気事業者等が <u>納付すべき納付金の額</u> を経済産業大臣に報告する。
(納付金の額等の通知) 第 1 0 条 本機関は、前条第 1 項の決定を行った場合には、各小売電気事業者等に対し、 <u>その者が納付すべき納付金の額及び納付期限</u> その他必要な事項を書面又は電子メールで通知する。 2 前項の納付期限は、 <u>第 7 条に規定する小売電気事業者等が納付金の額の算定に係る資料を提出すべき日</u> が属する月の翌月末日とする。ただし、その <u>翌月末日</u> が徴収等業務の休日である場合においては、その翌営業日とする。	(納付金の額等の通知) 第 1 0 条 本機関は、前条第 1 項の決定を行った場合には、各小売電気事業者等に対し、 <u>当該各小売電気事業者等が納付すべき納付金の額及び納付期限</u> その他必要な事項を書面、 <u>電子メール又は本機関が提供する徴収等業務を行う情報処理システム</u> で通知する。 2 前項の納付期限は、 <u>同項に基づき本機関が通知した日</u> が属する月の末日とする。ただし、その <u>月の末日</u> が徴収等業務の休日 (<u>業務規程第 1 1 条第 3 項に規定する休業日をいう。以下同じ。</u>) である場合においては、その翌営業日とする。
(納付金の徴収の方法) 第 1 1 条 本機関は、小売電気事業者等から、本機関が指定する銀行口座への振込みにより <u>納付金を徴収する。</u> ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。 2 前項の振り込みに要する費用は、 <u>小売電気事業者等の負担とする。</u>	(納付金の徴収の方法) 第 1 1 条 本機関は、小売電気事業者等が <u>納付すべき納付金を</u> 、本機関が指定する銀行口座への振込みにより <u>徴収するものとする。</u> ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。 2 前項の振り込みに要する費用は、 <u>小売電気事業者等が負担するものとする。</u>
(納付金の納付の督促) 第 1 2 条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第 1 項の督促を受けた小売電気事業者等が、前項の規定による期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、その督促に係る納付金の額に第 1 項の督促状により指定した納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年 1 4 . 5 パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。 4 前項の規定により徴収した延滞金は、これを納付金の一部として徴収するものとし、 <u>徴収等業務以外の費用に流用しない。</u> 5 本機関は、第 1 項の規定による督促を受けた小売電気事業者等が同項の規定により指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に通知する。	(納付金の納付の督促) 第 1 2 条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第 1 項の督促を受けた小売電気事業者等が、前項の規定による期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、 <u>法第 3 4 条第 2 項の規定により、</u> その督促に係る納付金の額に第 1 項の督促状により指定した納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年 1 4 . 5 パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。 4 前項の規定により徴収した延滞金は、これを納付金の一部と <u>みなすものとする。</u> 5 本機関は、第 1 項の規定による督促を受けた小売電気事業者等が同項の規定により指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、 <u>法第 3 4 条第 3 項の規定により、</u> 直ちに、その旨を経済産業大臣に通知する。
(FIT 電気買取事業者に係る納付金の徴収) 第 1 3 条 本機関は法第 1 5 条の 3 の規定により算定した額が零を下回った場合、 <u>同法第 3 8 条の定めるところにより、施行規則第 3 4 条の 2 に規定する期間ごとに、FIT 電気買取事業者 (業務規程 1 8 0 条の 3 第 1 項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達に係る費用を負担する一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者をいう。以下同じ。)</u> から、その下回った額の納付金を徴収する。 (新設) 2 第 7 条から第 1 2 条までの規定は、 <u>前項の規定による納付金</u> について準用する。	(F I T 電気買取事業者に係る納付金の徴収) 第 1 3 条 本機関は法第 1 5 条の 3 の規定により算定した <u>調整交付金の額</u> が零を下回った場合、 <u>法第 3 8 条第 1 項の定めるところにより、F I T 電気買取事業者から、その下回った額の納付金 (以下この条において「F I T 電気買取事業者に係る納付金」という。)</u> を徴収する。 2 本機関は、 <u>法第 3 9 条第 1 項の定めるところにより、F I T 電気買取事業者が納付すべき納付金の額を算定するものとする。</u> 3 第 9 条から第 1 2 条までの規定は、 <u>F I T 電気買取事業者に係る納付金</u> について準用する。 <u>この場合において、これらの規定中「納付金」とあるのは、「F I T 電気買取事業者に係る納付金」と、「小売電気事業者等」とあるのは、「F I T 電気買取事業者」と、第 9 条中「前条の算定により」とあるのは、「<u>法第 1 5 条の 3 の規定に基づく算定により</u>」と、第 1 0 条第 2 項中「月の末日」は、「月の翌月末日」と読み替えるものとする。</u>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>（再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の取得）</p> <p>第14条 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条に規定する経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。</p>	<p>（供給促進交付金の交付における再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の取得）</p> <p>第14条 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条第4項に規定する経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。</p>
<p>（供給促進交付金の額の算定に係る資料の提出）</p> <p>第15条 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため、<u>施行規則第3条の2に規定する期間ごとに、一般送配電事業者に対し、供給電力量</u>その他必要な資料提出を求める。</p> <p>2 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため、<u>1つの受電地点特定番号に複数の発電設備が紐づく設備を保有する認定事業者に対し、供給電力量の実績</u>の提出を求める。</p> <p>3 本機関は、前項の定めによるもののほか、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、法第2条の5第2項の定めるところにより認定事業者に対し、必要な資料の提出を求める。</p>	<p>（供給促進交付金の額の算定に係る資料の提出）</p> <p>第15条 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため、<u>一般送配電事業者等（一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対し、交付対象区分等（法第2条の2第1項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。）に該当する認定発電設備（法第2条第5項に規定する認定発電設備をいう。以下同じ。）を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量</u>その他必要な資料の提出を求める。</p> <p>2 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため、<u>法第2条の5第2項の定めるところにより、複数の発電設備等を使用する発電場所で、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気を一般送配電事業者等が受電する場合、当該認定発電設備を保有する認定事業者に対し、当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気の量</u>その他必要な資料の提出を求める。</p> <p>3 本機関は、前項の定めによるもののほか、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、法第2条の5第2項の定めるところにより、<u>認定事業者</u>に対し、必要な資料の提出を求める。</p>
<p>（供給促進交付金の額の算定）</p> <p>第16条 本機関は、前条の規定により<u>提出を受けた一般送配電事業者及び当該認定事業者からの資料に基づき</u>、供給促進交付金の額の算定を行う。</p> <p>2 <u>前項の供給促進交付金の額の算定は、法第2条の4及び施行規則第3条の3に規定する方法により、これを行うものとする。</u></p>	<p>（供給促進交付金の額の算定）</p> <p>第16条 本機関は、前条の規定により一般送配電事業者等及び認定事業者から<u>提出を受けた資料に基づき、法第2条の4に規定する方法により、供給促進交付金の額の算定を行うものとする。</u> (削除)</p>
<p>（供給促進交付金の額の決定）</p> <p>第17条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者に交付すべき供給促進交付金の額を決定する。</p> <p>2 本機関は、前項で決定した各認定事業者の供給促進交付金の額を経済産業大臣に報告する。</p>	<p>（供給促進交付金の額の決定）</p> <p>第17条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者に対して交付する供給促進交付金の額を決定する。</p> <p>2 本機関は、前項で決定した各認定事業者に対して交付する供給促進交付金の額を経済産業大臣に報告する。</p>
<p>（供給促進交付金の額等の通知）</p> <p>第18条 本機関は、前条第1項の決定を行った場合は、各認定事業者に対し、<u>その者に対して交付すべき供給促進交付金の額</u>その他必要な事項を電子メール又は徴収等業務を行う情報処理システムにより通知する。</p>	<p>（供給促進交付金の額等の通知）</p> <p>第18条 本機関は、前条第1項の決定を行った場合は、各認定事業者に対し、<u>当該各認定事業者に対して交付する供給促進交付金の額</u>その他必要な事項を電子メール又は本機関が提供する徴収等業務を行う情報処理システムにより通知する。</p>
<p>（供給促進交付金の交付の方法）</p> <p>第19条 本機関は、各認定事業者が指定する銀行その他の金融機関口座への振込みにより供給促進交付金を交付する。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、<u>本機関の負担とする。</u></p>	<p>（供給促進交付金の交付の方法）</p> <p>第19条 本機関は、<u>各認定事業者に対して交付する供給促進交付金を、当該各認定事業者が指定する銀行その他の金融機関の口座への振込みにより交付するものとする。</u>ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、<u>本機関が負担するものとする。</u></p>
<p>（再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の取得）</p> <p>第20条 本機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条に規定する経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。</p>	<p>（調整交付金の交付における再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の取得）</p> <p>第20条 本機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条第4項に規定する経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(調整交付金の額の算定に係る資料の提出)</p> <p>第 2 1 条 本機関は、調整交付金の額を算定するため、<u>施行規則第 1 3 条の 3 の 2 で定める期間ごとに、特定契約を締結している FIT 電気買取事業者 (施行規則附則第 1 1 条に規定するみなし電気事業者を含む。以下同じ。)</u> に対し、当該 FIT 電気買取事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量その他必要な資料の提出を求める。</p> <p>2 <u>本機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、法第 1 5 条の 4 第 2 項の定めるところにより F I T 電気買取事業者に対し、資料の提出を求める。</u></p> <p>3 <u>本機関は、調整交付金の額を算定するために必要があるときは、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定供給者に対し資料必要な資料の提出を求める。</u></p>	<p>(調整交付金の額の算定に係る資料の提出)</p> <p>第 2 1 条 本機関は、調整交付金の額を算定するため、<u>法第 1 5 条の 4 第 2 項の定めるところにより、F I T 電気買取事業者に対し、当該 F I T 電気買取事業者が法第 2 条第 5 号に規定する特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量その他必要な資料の提出を求める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 本機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、<u>一般送配電事業者等に対し、必要な資料の提出を求める。</u></p>
<p>(調整交付金の額の算定)</p> <p>第 2 2 条 本機関は、前条第 1 項の規定により<u>提出を受けた各 F I T 電気買取事業者からの資料に基づき、調整交付金の額の算定を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の調整交付金の額の算定は、法第 1 5 条の 3 及び施行規則第 1 3 条の 3 の 3 に規定する方法により、これを行うものとする。</u></p> <p>3 <u>本機関は、施行規則 1 3 条の 3 の 3 の規定により控除した同条第 3 号に掲げる額 (同条に規定する方法により算定して得た調整交付金の額が零を下回る場合にあっては、当該下回る額を同号に掲げる額から控除して得た額) を納付金の一部として徴収する。</u></p>	<p>(調整交付金の額の算定)</p> <p>第 2 2 条 本機関は、前条第 1 項の規定により F I T 電気買取事業者及び一般送配電事業者等から<u>提出を受けた資料に基づき、法第 1 5 条の 3 に規定する方法により、調整交付金の額の算定を行うものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(調整交付金の額の決定)</p> <p>第 2 3 条 本機関は、前条の算定により、各 FIT 電気買取事業者に<u>交付すべき調整交付金の額を決定する。</u></p> <p>2 本機関は、前項で決定した各 FIT 電気買取事業者の<u>調整交付金の額を経済産業大臣に報告する。</u></p>	<p>(調整交付金の額の決定)</p> <p>第 2 3 条 本機関は、前条の算定により、各 F I T 電気買取事業者に<u>対して交付する調整交付金の額を決定する。</u></p> <p>2 本機関は、前項で決定した各 F I T 電気買取事業者に<u>対して交付する調整交付金の額を経済産業大臣に報告する。</u></p>
<p>(調整交付金の額等の通知)</p> <p>第 2 4 条 本機関は、前条第 1 項の決定を行った場合は、各 FIT 電気買取事業者に対し、<u>その者に対して交付すべき調整交付金の額その他必要な事項を書面又は電子メールにより通知する。</u></p>	<p>(調整交付金の額等の通知)</p> <p>第 2 4 条 本機関は、前条第 1 項の決定を行った場合は、各 F I T 電気買取事業者に対し、<u>当該各 F I T 電気買取事業者に対して交付する調整交付金の額その他必要な事項を書面、電子メール又は本機関が提供する徴収等業務を行う情報処理システムにより通知する。</u></p>
<p>(調整交付金の交付の方法)</p> <p>第 2 5 条 本機関は、調整交付金を各 FIT 電気買取事業者が指定する銀行その他<u>金融機関口座への振込みにより交付する。</u>ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。</p> <p>2 <u>前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。</u></p>	<p>(調整交付金の交付の方法)</p> <p>第 2 5 条 本機関は、<u>各 F I T 電気買取事業者に対して交付する調整交付金を、当該各 F I T 電気買取事業者が指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより交付するものとする。</u>ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。</p> <p>2 <u>前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。</u></p>
<p>第 7 章 系統設置交付金の交付の方法に関する事項</p>	<p>第 7 章 系統設置交付金等の交付の方法に関する事項</p>
<p>(系統設置交付金の額の算定に係る費用)</p> <p>第 2 6 条 本機関は、系統設置交付金の額を算定するため、<u>施行規則第 2 0 条で定める期間ごとに、一般送配電事業者又は送電事業者から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する系統電気工作物の設置及び維持に要する費用の額の届出を受ける。</u></p> <p>2 <u>前項の届出を受ける際は、施行規則第 2 1 条に規定する様式による。</u></p> <p>3 本機関は、<u>第 1 項で届出を受けた場合、届出のあった費用の額を経済産業大臣に報告する。</u></p>	<p>(系統設置交付金の額の算定に係る費用)</p> <p>第 2 6 条 本機関は、系統設置交付金の額を算定するため、一般送配電事業者又は送電事業者から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する系統電気工作物の設置及び維持に要する費用の額の届出を受ける。</p> <p>(削除)</p> <p>2 本機関は、<u>前項で届出を受けた場合、届出のあった費用の額を経済産業大臣に報告する。</u></p>
<p>(系統設置交付金の額の算定)</p> <p>第 2 7 条 本機関は、前条第 1 項の規定により届出を受けた費用の額を<u>基に、系統設置交付金の額の算定を行う。</u></p>	<p>(系統設置交付金の額の算定)</p> <p>第 2 7 条 本機関は、前条第 1 項の規定により届出を受けた費用の額を<u>に基づき、法第 2 9 条第 1 項に規定する方法により、系統設置交付金の額の算定を行うものとする。</u></p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
2 前項の系統設置交付金の額の算定は、 <u>法第29条第1項に規定する方法により行う。</u>	(削除)
(系統設置交付金の額の決定) 第28条 本機関は、前条の算定により、 <u>一般送配電事業者又は送電事業者に</u> 交付する系統設置交付金の額を決定する。	(系統設置交付金の額の決定) 第28条 本機関は、前条の算定により、 <u>届け出を行った一般送配電事業者又は送電事業者に対して</u> 交付する系統設置交付金の額を決定する。
(系統設置交付金の額等の通知) 第29条 本機関は、前条の決定を行った場合は、 <u>届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者に対し、その者に対して</u> 交付すべき系統設置交付金の額その他必要な事項を書面又は電子メールにより通知する。	(系統設置交付金の額等の通知) 第29条 本機関は、前条の決定を行った場合は、 <u>届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者に対し、当該届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者に対して</u> 交付する系統設置交付金の額その他必要な事項を書面又は電子メールにより通知する。
(系統設置交付金の交付の方法) 第30条 本機関は、系統設置交付金を、 <u>届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者が指定する銀行その他の金融機関口座への振込みにより交付する。</u> ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。 2 前項の振込みに要する費用は、 <u>本機関の負担とする。</u>	(系統設置交付金の交付の方法) 第30条 本機関は、 <u>届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者に対して</u> 交付する系統設置交付金を、 <u>当該届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者が指定する銀行その他の金融機関口座への振込みにより交付するものとする。</u> ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。 2 前項の振込みに要する費用は、 <u>本機関が負担するものとする。</u>
(系統設置交付金の交付期間) 第31条 系統設置交付金の交付期間は、 <u>施行規則第23条の規定による。</u>	(系統設置交付金の交付期間) 第31条 系統設置交付金の交付期間は、 <u>施行規則に定められた期間とする。</u>
(新設)	<u>(特定系統設置交付金の額の算定に係る費用)</u> 第32条 本機関は、 <u>特定系統設置交付金の額を算定するため、認定整備等事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者をいう。以下同じ。）から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する系統電気工作物の設置に要する費用の額の届出を受ける。</u> 2 本機関は、前項で届出を受けた場合、 <u>届出のあった費用の額を経済産業大臣に報告する。</u>
(新設)	<u>(特定系統設置交付金の額の算定)</u> 第33条 本機関は、 <u>前条第1項の規定により届出を受けた費用の額に基づき、法第29条第2項に規定する方法により、特定系統設置交付金の額の算定を行うものとする。</u>
(新設)	<u>(特定系統設置交付金の額の決定)</u> 第34条 本機関は、 <u>前条の算定により、届出を行った認定整備等事業者に対して</u> 交付する特定系統設置交付金の額を決定する。
(新設)	<u>(特定系統設置交付金の額等の通知)</u> 第35条 本機関は、 <u>前条の決定を行った場合は、届出を行った認定整備等事業者に対し、当該届出を行った認定整備等事業者に対して</u> 交付する特定系統設置交付金の額その他必要な事項を書面又は電子メールにより通知する。
(新設)	<u>(特定系統設置交付金の交付の方法)</u> 第36条 本機関は、 <u>届出を行った認定整備等事業者に対して</u> 交付する特定系統設置交付金を、 <u>当該届出を行った認定整備等事業者が指定する銀行その他の金融機関の口座への振込みにより</u> 交付するものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、 <u>他の方法によることができる。</u> 2 前項の振込みに要する費用は、 <u>本機関が負担するものとする。</u>
(新設)	<u>(特定系統設置交付金の交付期間)</u> 第37条 特定系統設置交付金の交付期間は、 <u>施行規則に定められた期間とする。</u>
(新設)	第8章 返還命令等による金銭の徴収の方法に関する事項

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>（新設）</p>	<p>（再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しに係る金銭の徴収）</p> <p><u>第38条</u> 本機関は、<u>法第15条の11第2項</u>に基づき、同条第1項の規定による命令を受けた認定事業者から、同項の規定により当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。</p> <p>2 <u>第9条から第10条第1項までの規定は、前項の規定による認定事業者が返還又は納付を命ぜられた金銭について準用する。この場合において、これらの規定中「納付金」とあるのは、「返還又は納付を命ぜられた金銭」と、「小売電気事業者等」とあるのは、「認定事業者」と、第9条中「前条の算定により」とあるのは、「法第15条の11第1項の命令により」と、第10条第1項中「納付すべき納付金の額及び納付期限」は、「返還又は納付を命ぜられた金銭の額」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（整備等計画の認定の取消しに係る金銭の徴収）</p> <p><u>第39条</u> 本機関は、<u>法第29条の2第2項</u>に基づき、同条第1項の規定による命令を受けた認定整備等事業者から、同項の規定により当該者が返還を命ぜられた金額を徴収する。</p> <p>2 <u>第9条から第10条第1項までの規定は、前項の規定による認定整備等事業者が返還を命ぜられた金銭について準用する。この場合において、これらの規定中「納付金」とあるのは、「返還を命ぜられた金銭」と、「小売電気事業者等」とあるのは、「認定整備等事業者」と、第9条中「前条の算定により」とあるのは、「法第29条の2第1項の命令により」と、第10条第1項中「納付すべき納付金の額及び納付期限」は、「返還を命ぜられた金銭の額」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第8章 納付金の管理の方法に関する事項</p>	<p>第9章 納付金等の管理の方法に関する事項</p>
<p>（基本方針）</p> <p><u>第32条</u> 本機関は、納付金の管理において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。</p>	<p>（基本方針）</p> <p><u>第40条</u> 本機関は、<u>第7条及び第13条第1項の納付金並びに第38条及び第39条の金銭（本章において「納付金等」と総称する。）</u>の管理において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。</p>
<p>（区分経理）</p> <p><u>第33条</u> 本機関は、<u>電気事業法第28条の51第1項第2号の規定及び本機関の会計規程</u>に基づき、徴収等業務に係る経理と徴収等業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。</p>	<p>（区分経理）</p> <p><u>第41条</u> 本機関は、<u>電気事業法第28条の54第2号の規定及び会計規程</u>に基づき、徴収等業務に係る経理と徴収等業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。</p>
<p>（納付金の運用）</p> <p><u>第34条</u> 本機関は、<u>法第41条</u>に基づき、<u>納付金</u>を運用することができる。</p> <p>2 本機関は、<u>納付金の運用</u>により生じた収入は、これを<u>納付金</u>に充てるものとし、他の費用に流用しない。</p>	<p>（納付金等の運用）</p> <p><u>第42条</u> 本機関は、<u>法第41条</u>に基づき、<u>余裕金運用業務の細則に関する規程の第5条</u>に規定する方法により、<u>納付金等</u>を運用することができる。</p> <p>2 本機関は、<u>納付金等の運用</u>により生じた収入を<u>徴収等業務費用</u>に充てるものとし、他の費用に流用しない。</p>
<p>（事務費の支出）</p> <p><u>第35条</u> 本機関は、<u>納付金</u>の中から、徴収等業務に必要な事務費を支出することができる。</p>	<p>（事務費の支出）</p> <p><u>第43条</u> 本機関は、<u>納付金等</u>の中から、徴収等業務に必要な事務費を支出することができる。</p>
<p>（供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金の交付財源が不足する際の対応）</p> <p><u>第36条</u> 本機関は、<u>供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金</u>を交付するために必要な財源に不足が生じるおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣にその旨を報告し、経済産業大臣からの指示を受けるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第2項の資金調達に係る債務（金利その他の資金調達に係る費用に係るものを含む。）の返済は、<u>法第32条第2項の規定の趣旨にかんがみ、当該債務が発生した翌々年度までの納付金</u>をもって充てるものとする。</p>	<p>（交付金の交付財源が不足する際の対応）</p> <p><u>第44条</u> 本機関は、<u>交付金</u>を交付するために必要な財源に不足が生じるおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣にその旨を報告し、経済産業大臣からの指示を受けるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第2項の資金調達に係る債務（金利その他の資金調達に係る費用に係るものを含む。）の返済は、<u>法第32条第2項の規定の趣旨にかんがみ、当該債務が発生した翌々年度までの納付金等</u>をもって充てるものとする。</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>（非化石証書の発行及び販売）</p> <p><u>第37条</u> 本機関は、<u>非化石電源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第2項に規定する非化石エネルギー源を利用する電源をいう。）のうち、法第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により発電された再生可能エネルギー電気の量（法第15条の4第1項の規定により決定した調整交付金の額の基礎となる電気の量に限る。）を認定し、当該認定した非化石電源に係る電気に相当するものの量を一般社団法人日本卸電力取引所に書面又は電子メールで通知することによって、非化石証書（法第2条第4項に規定する再生可能エネルギー源に由来する電気の非化石価値を顕在化し、取引を可能にするため当該非化石価値を化体した証書をいう。）</u>を発行する。</p> <p>2 本機関は、前項の規定により発行した証書を、<u>一般社団法人日本卸電力取引所</u>にて開設される非化石価値取引市場を通じて非化石価値取引会員に販売することができる。</p> <p>3 前項の販売に伴う<u>本機関の収入は、これを徴収等業務に充てるものとし、徴収等業務以外の費用に流用しない。</u></p>	<p>（非化石証書の発行及び販売）</p> <p><u>第45条</u> 本機関は、<u>第21条第1項の規定によりFIT電気買取事業者から提出を受けた、FIT電気買取事業者が法第2条第5号に規定する特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を卸電力取引所に書面又は電子メールで通知することによって、非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定する非化石証書をいう。以下この条において同じ。）</u>を発行する。</p> <p>2 本機関は、前項の規定により発行した<u>非化石証書</u>を、<u>卸電力取引所</u>にて開設される非化石価値取引市場を通じて非化石価値取引会員に販売することができる。</p> <p>3 <u>本機関は、前項の販売に伴う収入を徴収等業務費用に充てるものとし、他の費用に流用しない。</u></p>
<p>（残高の報告）</p> <p><u>第38条</u> 本機関は、毎月1回その他必要があるときは、<u>納付金</u>の残高を経済産業大臣に報告する。</p>	<p>（残高の報告）</p> <p><u>第46条</u> 本機関は、毎月1回その他必要があるときは、<u>納付金等</u>の残高を経済産業大臣に報告する。</p>
<p>第9章（略）</p>	<p>第10章（略）</p>
<p>（基本方針）</p> <p><u>第39条</u> 本機関は、法第2条の6及び法第15条の5の規定により供給促進交付金及び調整交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てることを目的とした政府が講ずる予算上の措置に係る資金（以下「<u>予算措置資金</u>」という。）の管理において、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。</p>	<p>（基本方針）</p> <p><u>第47条</u> 本機関は、法第2条の6及び法第15条の5の規定による供給促進交付金及び調整交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てることを目的とした政府が講ずる予算上の措置に係る資金（以下「<u>予算措置資金</u>」という。）の管理において、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。</p>
<p>（管理方法）</p> <p><u>第40条</u> 予算措置資金の執行にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、法及びその他の法令の定めによるほか、<u>予算措置資金にかかる要綱等の定めるところによる。</u></p>	<p>（管理方法）</p> <p><u>第48条</u> 予算措置資金の執行にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、法及びその他の法令の定めによるほか、<u>予算措置資金に係る要綱等の定めるところによる。</u></p>
<p>第9章（略）</p>	<p>第11章（略）</p>
<p><u>第41条～第43条（略）</u></p>	<p><u>第49条～第51条（略）</u></p>
<p>（業務委託先における秘密の保持）</p> <p><u>第44条</u> 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、<u>情報管理規程第37条、第38条及び第39条の規定により必要な対策を講じる。</u></p>	<p>（業務委託先における秘密の保持）</p> <p><u>第52条</u> 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、<u>秘密情報の取扱い及び情報セキュリティに関する必要な対策を講じる。</u></p>
<p>第11章（略）</p>	<p>第12章（略）</p>
<p><u>第45条・第46条（略）</u></p>	<p><u>第53条・第54条（略）</u></p>
<p>第12章（略）</p>	<p>第13章（略）</p>
<p>（帳簿及び書類の保存）</p> <p><u>第47条（略）</u></p> <p>（1）法第42条の<u>帳簿</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるようにして、<u>これを行うことができる。</u></p>	<p>（帳簿及び書類の保存）</p> <p><u>第55条（略）</u></p> <p>一 法第42条に<u>規定する帳簿</u></p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるように<u>する。</u></p>
<p>（監査）</p>	<p>（監査）</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
第48条 (略)	第56条 (略)
第13章 その他徴収等業務に関し必要な事項	第14章 雑則
(実施細則) 第49条 本機関は、 <u>この規程</u> に定めるもののほか、徴収等業務の実施に関し必要な事項について、細則を定めることができる。 2 (略)	(実施細則) 第57条 本機関は、 <u>本規程</u> に定めるもののほか、徴収等業務の実施に関し必要な事項について、細則を定めることができる。 2 (略)

附則

(施行期日)

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則 (令和6年4月1日)

(施行期日)

本規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

電力広域的運営推進機関 積立金管理業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p data-bbox="1092 285 1457 321">令和 4年4月 1日施行</p> <h1 data-bbox="329 926 1234 1024">積立金管理業務規程</h1> <p data-bbox="477 1644 1086 1696">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2487 285 2852 321">令和 4年4月 1日施行</p> <p data-bbox="2487 327 2852 363"><u>令和 年 月 日変更</u></p> <h1 data-bbox="1724 926 2629 1024">積立金管理業務規程</h1> <p data-bbox="1872 1644 2481 1696">電力広域的運営推進機関</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 積立金管理業務を行う時間及び休日に関する事項 (第5条)</p> <p>第3章 積立金管理業務を行う事務所に関する事項 (第6条)</p> <p>第4章 積立金管理業務の実施方法に関する事項</p> <p> 第1節 <u>FIP認定事業の積立金算定 (第7条—第12条)</u></p> <p> 第2節 <u>FIT認定事業の積立金算定 (第13条—第18条)</u></p> <p>第5章 <u>積立金管理業務の実施方法 (取戻し) に関する事項 (第19条—第23条)</u></p> <p>第6章 <u>積立金管理業務の実施方法 (その他) に関する事項 (第24条—第28条)</u></p> <p>第7章 <u>解体等積立金の運用の方法に関する事項 (第29条—第32条)</u></p> <p>第8章 <u>積立金管理業務に関する秘密の保持に関する事項 (第33条—第36条)</u></p> <p>第9章 <u>積立金管理業務に関する公正の確保に関する事項 (第37条—第38条)</u></p> <p>第10章 <u>積立金管理業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項 (第39条—第40条)</u></p> <p>第11章 <u>その他積立金管理業務に関し必要な事項 (第41条)</u></p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 積立金管理業務を行う時間及び休日に関する事項 (第5条)</p> <p>第3章 積立金管理業務を行う事務所に関する事項 (第6条)</p> <p>第4章 積立金管理業務の実施方法に関する事項 <u>(第7条—第31条)</u></p> <p> (削除)</p> <p> (削除)</p> <p> (削除)</p> <p> (削除)</p> <p>第5章 <u>積立金の運用の方法に関する事項 (第32条—第35条)</u></p> <p>第6章 <u>積立金管理業務に関する秘密の保持に関する事項 (第36条—第39条)</u></p> <p>第7章 <u>積立金管理業務に関する公正の確保に関する事項 (第40条・第41条)</u></p> <p>第8章 <u>積立金管理業務に関する帳簿、書類の管理及び保存に関する事項 (第42条・第43条)</u></p> <p>第9章 <u>雑則 (第44条)</u></p> <p>附則</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>この規程は、電力広域的運営推進機関 (以下「本機関」という。) が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) (以下「法」という。) 第15条の14の規定により、法第15条の13の規定により行う本機関に積み立てられた解体等積立金の管理に関する業務 (以下「積立金管理業務」という。) の実施に関する基本的事項を定め、もって積立金管理業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>本規程は、電力広域的運営推進機関 (以下「本機関」という。) が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) (以下「法」という。) 第15条の20の規定により、法第15条の19の規定により行う積立金管理業務に関する基本的事項を定め、もって積立金管理業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。</u></p>
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則 (平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。) 並びにこれに基づく命令、通知によるほか、<u>この規程に</u>従い、公正かつ適切に積立金管理業務を実施する。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則 (平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。) 並びにこれに基づく命令、通知によるほか、<u>本規程に</u>従い、公正かつ適切に積立金管理業務を実施する。</p>
<p>(用語)</p> <p>第3条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、<u>法及び本機関の業務規程</u>において使用する用語の例による。</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一 <u>「解体等」とは、再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理をいう。</u></p> <p>二 <u>「解体等積立金」とは、法第15条の6第2項及び第3項の規定により、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭をいう。</u></p> <p>三 <u>「FIP認定事業」とは、法により認定事業者 (法第9条第4項の認定 (第10条第1項の変更又は追加の認定を含む。) を受けた者をいう。以下同じ。) が市場取引等により供給 (売電) する際に、その売電価格に対して一定のプレミアム (補助額) を上乗せする制度 (FIP制度) において、当該認定を受けた事業をいう。</u></p> <p>四 <u>「FIT認定事業」とは、法に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT制度) において、当該認定を受けた事業をいう。なお、本規程においては、一時調達契約に係る再生可能エネルギー発電事業を含む。</u></p> <p>五 <u>「外部積立て」とは、法第15条の6第2項及び第3項の規定により、認定事業者が解体等積立金を本機 関</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第3条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、<u>法、施行規則及び業務規程</u>において使用する用語の例による。</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>一 <u>「外部積立て」とは、法第15条の12第3項の規定により、認定事業者が解体等積立金を本機関に積み立て</u></p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>に積み立てることをいう。</p> <p>六 「内部積立て」とは、<u>法第15条の11</u>の規定により、法第9条第3項に規定する事項が記載された再生可能エネルギー発電事業計画について、同条第4項の認定を受けた認定事業者が、当該事項に従って、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てることをいう。</p> <p>七 「認定事業者等」とは、<u>認定事業者又は認定事業者であった者若しくはその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。）</u>をいう。</p> <p>八 「自治体等」とは、<u>都道府県知事、市町村長その他の認定事業者等以外の者をいう。</u></p>	<p>ることをいう。</p> <p>三 「内部積立て」とは、<u>法第15条の17</u>の規定により、法第9条第3項に規定する事項が記載された再生可能エネルギー発電事業計画について、同条第4項の認定を受けた認定事業者が、当該事項に従って、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てることをいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(業務時間及び休日)</p> <p>第5条 積立金管理業務を行う時間は、<u>本機関の業務規程第11条第3項及び第4項の規定による。</u></p>	<p>(業務時間及び休日)</p> <p>第5条 積立金管理業務を行う時間は、<u>業務規程第11条第3項及び第4項の規定による。</u></p>
<p>第4章 積立金管理業務の実施方法に関する事項 (新設)</p>	<p>第4章 積立金管理業務の実施方法に関する事項 第1節 交付金相当額積立金の積立ての方法に関する事項</p>
<p>(新設)</p>	<p>(再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定情報の取得)</p> <p>第7条 <u>本機関は、交付金相当額積立金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条第4項に基づき経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(交付金相当額積立金の額の算定)</p> <p>第8条 <u>本機関は、法第15条の7の規定により、交付金相当額積立金の額の算定を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(交付金相当額積立金の額の決定)</p> <p>第9条 <u>本機関は、前条の算定により、各認定事業者が積み立てるべき交付金相当額積立金の額を決定する。</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項の規定により決定した各認定事業者が積み立てるべき交付金相当額積立金の額を経済産業大臣に報告する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(供給促進交付金の交付に係る交付金相当額積立金の控除)</p> <p>第10条 <u>本機関は、認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、法第15条の8第1項の規定により、供給促進交付金の額から、交付金相当額積立金の額（当該供給促進交付金の額を限度とする。）を控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により供給促進交付金の額から控除した額は、法第15条の8第2項の規定により、当該認定事業者が交付金相当額積立金として本機関に積み立てたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(調整交付金の交付に係る交付金相当額積立金の納付との相殺)</p> <p>第11条 <u>本機関は、FIT電気買取事業者に対して調整交付金を交付するときは、当該FIT電気買取事業者に対する調整交付金の交付と、法第15条の6第3項の規定により認定事業者が当該FIT電気買取事業者を経由して本機関に積み立てるべき交付金相当額積立金の納付とを、対当額（当該調整交付金の額を限度とする。）で相殺するものとする。</u></p> <p>2 <u>本機関は、FIT電気買取事業者に対して調整交付金を交付するときは、第9条第1項の規定により決定した当該認定事業者が積み立てるべき交付金相当額積立金の額が、当該電気事業者に交付する調整交付金の額を下回る交付期間がある場合には、当該FIT電気買取事業者に対し、当該下回る額に相当する金銭について、期限までに本機関に納付することを求める。</u></p> <p>3 <u>前項の期限は、本機関が同項により納付することを求めた日が属する月の翌月末日とし、当該日が休日に当たるときは、その翌営業日とする。</u></p> <p>4 <u>本機関は、第2項に規定する認定事業者に対して納付することを求める下回る額に相当する金銭を、本機関が指定する銀行口座への振込みにより求めるものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によるこ</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	とができる。 5 前項の振込みに要する費用は、F I T電気買取事業者が負担するものとする。
(新設)	(積み立てた交付金相当額積立金の額の照会への回答) 第12条 認定事業者は、本機関が第9条第1項の規定による交付金相当額積立金の額の決定及び前2条の規定による交付金相当額積立金の処理を行ったときは、当該認定事業者が積み立てた交付金相当額積立金の額について、本機関に照会することができる。この場合において、本機関は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより回答するものとする。
第1節 F I P認定事業の積立金算定	第2節 解体等積立金の外部積立ての方法に関する事項
(再生可能エネルギー発電の認定情報の取得) 第7条 (略)	(再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定情報の取得) 第13条 (略)
(FIP認定事業の解体等積立金の算定に係る資料の提出) 第8条 本機関は、解体等積立金の額を算定するため、法第15条の6第3項の規定により、外部積立てにあたって、施行規則第13条の6第1項で定める期間ごとに、一般送配電事業者に対し、供給電力量その他積立金管理業務に必要な資料の提出を求める。 2 本機関は、解体等積立金の額を算定するため、1つの受電地点特定番号に複数の発電設備が紐づく設備を保有する認定事業者に対し、供給電力量の実績に係る資料の提出を求める。	(削除)
(FIP認定事業の解体等積立金の算定) 第9条 本機関は、前条の規定により一般送配電事業者又は認定事業者から提出を受けた資料に基づき、解体等積立金の額の算定を行う。ただし、法第15条の11の規定により内部積立てを行う FIP 認定事業を除く。 2 前項の解体等積立金の額の算定は、法第15条の7第1項に規定する方法により、これを行うものとする。	(解体等積立金の額の算定) 第14条 本機関は、法第15条の13第1項の規定により、外部積立てに係る解体等積立金の額の算定を行うものとする。 (削除)
(FIP認定事業の解体等積立金の額の決定) 第10条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者が積み立てるべき解体等積立金の額を決定する。 2 本機関は、前項で決定した各認定事業者の解体等積立金の額を経済産業大臣に報告する。	(解体等積立金の額の決定) 第15条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者の外部積立てに係る解体等積立金の額を決定する。 2 本機関は、前項の規定により決定した各認定事業者の外部積立てに係る解体等積立金の額を経済産業大臣に報告する。
(供給促進交付金の交付に係る解体等積立金の控除) 第11条 本機関は、法第15条の11の規定により内部積立てを行う FIP 認定事業を除き、法第15条の8第1項の規定により、供給促進交付金の額から、解体等積立金の額（当該供給促進交付金の額を限度とする。）を控除する。 2 前項の規定により供給促進交付金の額から控除した額は、法第15条の8第2項により、当該認定事業者が解体等積立金として本機関に積み立てたものとみなす。 3 本機関は、認定事業者ごとに解体等積立金の額及び供給促進交付金の額を算定した結果、解体等積立金の額が供給促進交付金の額を上回った場合には、認定事業者に対して不足額（解体等積立金が供給促進交付金の額を上回った額）を請求する。	(供給促進交付金の交付に係る解体等積立金の控除) 第16条 本機関は、認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、法第15条の14第1項の規定により、供給促進交付金の額から、解体等積立金の額（当該供給促進交付金の額を限度とする。）を控除する。ただし、当該認定事業者が法第15条の6の規定による命令を受けた者である場合における供給促進交付金の額は、第10条第1項の規定により控除した額とする。 2 前項の規定により供給促進交付金の額から控除した額は、法第15条の14第2項の規定により、当該認定事業者が解体等積立金として本機関に積み立てたものとみなす。 3 本機関は、認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、前条第1項の規定により決定した当該認定事業者が外部積立てとして積み立てるべき解体等積立金の額が、当該認定事業者に対して交付する供給促進交付金の額を下回る算定期間がある場合には、当該認定事業者に対し、当該算定期間が属する年度の当該下回る額の合計額について、期限までに本機関に積み立てることを求める。ただし、当該認定事業者が法第15条の6の規定による命令を受けた者である場合における供給促進交付金の額は、第10条第1項の規定により控除した額とする。 4 前項の期限は、本機関が同項により積み立てることを求めた日が属する月の末日とし、当該日が休日（業務規程第11条第3項に規定する休業日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌営業日とする。 5 本機関は、第3項に規定する認定事業者に対して積み立てることを求める下回る額の合計額に相当する金銭を、
(新設)	

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設) (新設)	本機関が指定する銀行口座への振込みにより求めるものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。 6 前項の振込みに要する費用は、認定事業者が負担するものとする。
(積立てられた解体等積立金の額等の通知) 第12条 本機関は、第9条第1項の決定及び前条の処理を行った場合は、各認定事業者に対し、本機関に積み立てられた解体等積立金の額その他必要な事項を電子メール又は情報処理システムにより通知する。	(削除)
第2節 FIT認定事業の積立金算定	(削除)
(再生可能エネルギー発電の認定情報の取得) 第13条 本機関は、解体等積立金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条第4項に基づき経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。	(削除)
(FIT 認定事業の解体等積立金の算定に係る資料の受付) 第14条 本機関は、法第15条の6第4項により、FIT電気買取事業者を経由して認定事業者が外部積立てをするにあたって、解体等積立金の額を算定する目的で、施行規則第13条の6第1項で定める期間ごとに、特定契約及び一時調達契約を締結しているFIT電気買取事業者（平成24年経済産業省令第46号「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」附則第11条に規定するみなし電気事業者を含む。以下同じ。）に対し、当該FIT電気買取事業者が特定契約及び一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量その他必要な事項を通知することを求めるものとする。	(削除)
(FIT 認定事業の解体等積立金の算定) 第15条 本機関は、前条の規定により提出を受けた各電気事業者からの資料に基づき、解体等積立金の額の算定を行うものとする。 2 前項の解体等積立金の額の算定は、法第15条の7第1項に規定する方法により、これを行うものとする。	(削除)
(FIT 認定事業の解体等積立金の額の決定) 第16条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者の解体等積立金の額を決定する。 2 本機関は、前項で決定した各認定事業者の解体等積立金の額を経済産業大臣に報告する。	(削除)
(調整交付金の交付に係る解体等積立金の相殺) 第17条 本機関は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る調整交付金をFIT電気買取事業者に対して交付するときは、法第15条の11により内部積立てを行うFIT認定事業を除き、調整交付金の交付義務と、法第15条の6第4項及び施行規則第13条の5の規定により、FIT電気買取事業者が本機関に対して支払うべき解体等積立金の支払義務とを、対等額（当該調整交付金の額を限度とする。）で相殺するものとする。 2 本機関は、認定事業者ごとの解体等積立金の額が調整交付金の額を上回った場合、月ごとに不足額を計算し、当該認定事業者と特定契約と締結するFIT電気買取事業者から不足額を請求する。 (新設) (新設)	(調整交付金の交付に係る解体等積立金の納付との相殺) 第17条 本機関は、FIT電気買取事業者に対して調整交付金を交付するときは、当該FIT電気買取事業者に対する調整交付金の交付と、法第15条の12第4項の規定により、認定事業者が当該FIT電気買取事業者を経由して本機関に積み立てるべき解体等積立金の納付とを、対当額（当該調整交付金の額を限度とする。）で相殺するものとする。ただし、当該認定事業者が法第15条の6の規定による命令を受けた者である場合における調整交付金の額は、第10条第1項の規定により控除した額とする。 2 本機関は、FIT電気買取事業者に対して調整交付金を交付するときは、第14条第1項の規定により決定した当該認定事業者が積み立てるべき解体等積立金の額が、当該電気事業者に交付する調整交付金の額を下回る交付期間がある場合には、当該FIT電気買取事業者に対し、当該下回る額に相当する金銭について、期限までに本機関に納付することを求める。ただし、当該認定事業者が法第15条の6の規定による命令を受けた者である場合における調整交付金の額は、第10条第1項の規定により控除した額とする。 3 前項の期限は、本機関が同項により納付することを求めた日が属する月の翌月末日とし、当該日が休日に当たるときは、その翌営業日とする。 4 本機関は、第2項に規定する認定事業者に対して納付することを求める下回る額に相当する金銭を、本機関が指

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
(新設) (積み立てられた解体等積立金の額等の開示)	定する銀行口座への振込みにより求めるものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。 5 前項の振込みに要する費用は、F I T電気買取事業者が負担するものとする。
第18条 本機関は、第15条第1項の決定及び前条の処理を行った場合は、各認定事業者に対し、本機関に積み立てられた解体等積立金の額その他必要な事項について積立金管理業務を行う情報処理システムにより開示する。	(積み立てた解体等積立金の額の照会への回答) 第18条 認定事業者は、本機関が第14条第1項の規定による解体等積立金の額の決定及び前2条の規定による解体等積立金の処理を行ったときは、当該認定事業者が積み立てた解体等積立金の額について、本機関に照会することができる。この場合において、本機関は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより回答するものとする。
第5章 積立金管理業務の実施方法（取戻し）に関する事項	(削除)
(新設)	第3節 交付金相当額積立金の取戻しの方法に関する事項
(新設)	(交付金相当額積立金の取戻し申請に対する審査及び取戻しに係る額の決定) 第19条 本機関は、認定事業者又は旧認定事業者が本機関に積み立てた交付金相当額積立金の全部又は一部について、当該認定事業者又は当該旧認定事業者から法第15条の9の取戻しに係る申請を受けたときは、申請内容を審査し、交付金相当額積立金の取戻しに係る額を決定する。 2 前項の申請は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより行うものとする。
(新設)	(交付金相当額積立金の本機関への帰属) 第20条 本機関は、法第15条の10第1項の規定により、都道府県知事、市町村長その他の認定事業者及び旧認定事業者以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置を講じた場合において、当該再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者又は旧認定事業者により本機関に積み立てられた交付金相当額積立金があるときは、当該交付金相当額積立金は、本機関に帰属するものとする、 2 前項の規定により本機関に帰属した金銭は、法第15条の10第2項の規定により、徴収等業務費用に充てるものとする。
(新設)	(交付金相当額積立金の取戻し申請に対する審査の結果及び取戻しに係る額の通知) 第21条 本機関は、第19条第1項の規定による審査及び決定を行ったときは、その結果及び取戻しに係る額について、電子メール又は本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより、当該認定事業者又は当該旧認定事業者に対し通知するものとする。
(新設)	(交付金相当額積立金の取戻しへの対応の方法) 第22条 本機関は、交付金相当額積立金の取戻しにあたり、認定事業者又は旧認定事業者の指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより対応するものとする。 2 前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。
(新設)	第4節 解体等積立金の取戻しの方法に関する事項
(認定事業者等からの取戻し申請に対する審査及び解体等積立金の取戻し額の決定) 第19条 本機関は、法第15条の9及び施行規則第13条の7の規定により、認定事業者等が本機関に積み立てた解体等積立金の全部又は一部を取り戻すための申請を受け付けた場合には、申請内容の審査を実施し、解体等積立金の取戻し額を決定する。 2 本機関は、認定事業者等による解体等積立金の全部又は一部の取戻し申請に際して、施行規則様式第7の2の申請書及び必要書類の提出を求める。また、申請書及び必要書類の提出は、本機関の提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにて受け付けるものとする。	(認定事業者等からの解体等積立金の取戻し申請に対する審査及び取戻しに係る額の決定) 第23条 本機関は、認定事業者等が本機関に積み立てた解体等積立金の全部又は一部について、当該認定事業者等から法第15条の15の規定による取戻しに係る申請を受けたときは、申請内容を審査し、解体等積立金の取戻しに係る額を決定するものとする。 2 前項の申請は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより行うものとする。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(自治体等からの取戻し申請に対する審査及び解体等積立金の取戻し額の決定)</p> <p>第20条 本機関は、自治体等が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置を講じた場合において、<u>法第15条の10及び施行規則第13条の7により、当該措置に要した費用に充てることを目的として、その費用の額の範囲内で、本機関に積み立てられた解体等積立金を当該認定事業者等に代わって取り戻すための申請を受け付けた場合には、申請内容の審査を実施し、解体等積立金の取戻し額を決定する。</u></p> <p>2 本機関は、自治体等による解体等積立金の全部又は一部の取戻し申請に際して、<u>施行規則様式第7の3の申請書及び必要書類の提出を求めるものとする。また、自治体等からの取戻し申請については、認定発電設備に係る認定事業者等及び本機関にあらかじめ通知することを取戻しの条件とする。</u></p>	<p>(認定事業者等以外の者からの解体等積立金の取戻し申請に対する審査及び取戻しに係る額の決定)</p> <p>第24条 本機関は、<u>都道府県知事、市町村長その他の認定事業者等以外の者が</u>、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置を講じた場合において、<u>当該認定事業者等以外の者から法第15条の16の規定による取戻しに係る申請を受けたときは、申請内容を審査し、解体等積立金の取戻しに係る額を決定する。</u></p> <p>2 <u>認定事業者等以外の者による前項の申請は、あらかじめ、その旨について、認定発電設備に係る認定事業者等及び本機関に通知した場合に限るものとする。</u></p>
<p>(審査結果及び解体等積立金の取戻し額の通知)</p> <p>第21条 本機関は、<u>第19条及び前条の規定による審査結果及び決定した取戻し額を認定事業者等又は自治体等に対し電子メール又は積立金管理業務を行う情報処理システムにより通知する。</u></p>	<p>(解体等積立金の取戻し申請に対する審査の結果及び取戻しに係る額の通知)</p> <p>第25条 本機関は、<u>第22条第1項又は前条第1項の規定による審査及び決定を行った場合には、その結果及び取戻しに係る額について、電子メール又は本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより、当該認定事業者等又は当該認定事業者等以外の者に対し通知するものとする。</u></p>
<p>(解体等積立金の取戻し方法)</p> <p>第22条 本機関は、認定事業者等又は自治体等の指定する銀行<u>その他の金融機関</u>口座への振込みにより解体等積立金の取戻しに対応する。</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、<u>本機関の負担とする。</u></p>	<p>(解体等積立金の取戻しへの対応の方法)</p> <p>第26条 本機関は、<u>解体等積立金の取戻しにあたり、認定事業者等又は認定事業者等以外の者の指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより対応するものとする。</u></p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、<u>本機関が負担するものとする。</u></p>
<p>(適切な解体等が行われたことの確認)</p> <p>第23条 本機関は、適切な解体等が実施されたことの確認及び適正な積立金の残高管理のため、認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てるとして解体等積立金を取り戻した場合であって、かつ、取戻しの申請時において解体等の実施が未了であったときには、解体等の実施が完了したことが確認できる資料について情報処理システム上で受け付ける。</p> <p>2 本機関は、解体等の実施が完了し解体事業者への支払が完了した時点で、速やかに情報処理システムで工事完了登録を行うことを求めるものとし、工事完了予定日を過ぎても工事完了登録されていない場合は、その旨を経済産業大臣に報告する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 積立金管理業務の実施方法（その他）に関する事項</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5節 積立金の取扱いに関するその他の事項</p>
<p>(積立金残高確認書の発行)</p> <p>第24条 本機関は、認定事業者からの求めにより、<u>各認定事業者の解体等積立金の累計残高及び再生可能エネルギー発電設備ごとの解体等積立金の残高が記載された積立金残高確認書を発行する。</u></p>	<p>(積立金残高確認書の発行)</p> <p>第27条 本機関は、認定事業者等からの求めにより、<u>当該認定事業者等の積立金の累計残高が記載された積立金残高確認書を発行する。</u></p>
<p>(内部積立てから外部積立てへの変更に伴う本機関の対応)</p> <p>第25条 本機関は、内部積立ての認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画が内部積立ての基準を満たさなくなり、<u>施行規則第6条の2第6項の規定により、その積立方法について内部積立てから外部積立てへの変更認定がされた場合には、当該時点で外部積立てすべき額を含む必要な事項を経済産業省から受領し、当該認定事業者に対して外部積立てをすべき解体等積立金相当額の本機関への納付を求めるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 本機関は、<u>前項の外部積立てをすべき解体等積立金相当額について、認定事業者から、本機関が指定する銀行口座への振込みにより納付を受け付ける。</u></p>	<p>(解体等積立金の内部積立てから外部積立てへの変更に伴う金銭の積立て)</p> <p>第28条 本機関は、<u>解体等積立金の内部積立ての認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画が内部積立ての基準を満たさなくなり、内部積立てから外部積立てへの変更認定がされた場合には、当該時点で外部積立てとして積み立てるべき金銭の額を含む必要な事項を経済産業省から受領し、当該認定事業者に対し、当該積み立てるべき金銭について、期限までに本機関に積み立てることを求める。</u></p> <p>2 <u>前項の期限は、本機関が同項により積み立てることを求めた日が属する月の翌月末日とし、当該日が休日に当たるときは、その翌営業日とする。</u></p> <p>3 本機関は、<u>第1項に規定する認定事業者に対し積み立てることを求める当該認定事業者が積み立てるべき金銭の積立てを、本機関が指定する銀行口座への振込みにより求めるものとする。ただし、本機関が必要と認める場合に</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>3 前項の振込みに要する費用は、認定事業者の負担とする。</p>	<p>は、他の方法によることができる。</p> <p>4 前項の振込みに要する費用は、認定事業者が負担するものとする。</p>
<p>(取戻し積立金差額の積立て)</p> <p>第26条 本機関は、「<u>廃棄等費用積立ガイドライン</u>」により、<u>解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等が、実際に解体した太陽光パネルの量が積立金取戻し時に予定していた太陽光パネルの量より少ないことを工事完了登録時に確認した場合には、当該認定事業者等に対し、本機関に本来の取戻し可能額と実際の取戻し額の差額を納付することにより、その差額を積み立てることを求める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 本機関は、<u>前項の取戻し額の差額について、認定事業者等から、本機関が指定する銀行口座への振込みにより前項の差額の納付を受け付ける。</u></p> <p>3 前項の振込みに要する費用は、認定事業者等の負担とする。</p>	<p>(解体等積立金の取戻しに係る差額に相当する金銭の積立て)</p> <p>第29条 本機関は、<u>解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等から受けた工事完了登録の申請内容を審査するときは、当該認定事業者等が実際に解体等を実施した太陽光パネルの量が、当該認定事業者等が積立金取戻し時に解体等を予定していた太陽光パネルの量より少ないことを確認した場合には、当該認定事業者等に対し、取戻しに係る額と実際の取戻し可能額の差額に相当する金銭について、期限までに本機関に積み立てることを求める。</u></p> <p>2 前項の期限は、<u>本機関が同項により積み立てることを求めた日が属する月の翌月末日とし、当該日が休日に当たるときは、その翌営業日とする。</u></p> <p>3 本機関は、<u>第1項に規定する認定事業者等に対し積み立てることを求める差額に相当する金銭の積立てを、本機関が指定する銀行口座への振込みにより求めるものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。</u></p> <p>4 前項の振込みに要する費用は、認定事業者等が負担するものとする。</p>
<p>(解体等積立金の追加取戻し額の決定)</p> <p>第27条 解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等において、<u>実際に解体等を実施した太陽光パネルの量が積立金取戻し時に予定していた太陽光パネルの量より多い場合には、当該認定事業者等は、本機関に積み立てた解体等積立金を追加的に取り戻すための申請をすることができるものとし、本機関は、申請内容の審査を実施し、解体等積立金の追加取戻し額を決定する。</u></p> <p>2 本機関は、<u>認定事業者による前項の解体等積立金の追加取戻し申請に際して、施行規則第13条の7様式第7の2による申請書の提出を求める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(解体等積立金の追加取戻し)</p> <p>第30条 解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等は、<u>当該認定事業者等が実際に解体等を実施した太陽光パネルの量が、当該認定事業者等が積立金取戻し時に解体等を予定していた太陽光パネルの量より多い場合には、当該認定事業者等は、本機関に対し、解体等積立金の追加的な取戻しのための申請ができるものとする。本機関は、当該申請を受けたときは、申請内容を審査し、解体等積立金の取戻しに係る額を決定する。</u></p> <p>2 前項の申請は、<u>本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより行うものとする。</u></p> <p>3 本機関は、<u>第1項の規定による審査及び決定を行った場合には、その結果及び取戻しに係る額について、電子メール又は本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより、当該認定事業者等に対し通知するものとする。</u></p> <p>4 本機関は、<u>第1項の規定による解体等積立金の追加的な取戻しにあたり、認定事業者等の指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより対応するものとする。</u></p> <p>5 前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。</p>
<p>(解体等積立金の納付の遅延に伴う督促等)</p> <p>第28条 本機関は、<u>解体等積立金の不足額を認定事業者に対して請求する場合において、認定事業者が納付期限までに解体等積立金を納付しないときは、督促状により、期限を指定して、納付を督促する等必要な措置を講じる。</u></p> <p>2 本機関は、<u>認定事業者が前項の督促状に示す期限までに解体等積立金を納付しない場合、経済産業省大臣に対して当該認定事業者を報告する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(解体等積立金の納付又は積立ての督促)</p> <p>第31条 本機関は、<u>第11条第2項又は第17条第2項の規定によりFIT電気買取事業者に対して納付を求める場合、第16条第3項の規定により認定事業者に対して積立てを求める場合若しくは第28条第1項又は第29条第1項の規定により認定事業者等に対して積立てを求める場合において、FIT電気買取事業者が第11条第3項又は第17条第3項に規定する期限までに納付しないとき、認定事業者が第16条第4項に規定する期限までに積み立てないとき若しくは認定事業者等が第28条第2項又は第29条第2項に規定する期限までに積み立てないときは、督促状により期限を指定して納付又は積立てを督促する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 前項の指定する期限は、<u>積立て又は支払いの期限の日が属する月の翌月の10日とし、月の末日が休日にあたり翌営業日が積立て又は支払いの期限となるときは、当該積立て又は支払いの期限の日が属する月の10日とする。</u></p>
<p>第7章 解体等積立金の運用の方法に関する事項</p>	<p>第5章 積立金の運用の方法に関する事項</p>
<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>第 2 9 条</u> 本機関は、<u>解体等積立金の運用</u>において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。</p>	<p><u>第 3 2 条</u> 本機関は、<u>積立金の運用</u>において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。</p>
<p>(区分経理)</p>	<p>(区分経理)</p>
<p><u>第 3 0 条</u> 本機関は、電気事業法第 2 8 条の 5 1 第 1 項第 3 号の規定及び本機関の<u>会計規程</u>により、積立金管理業務に係る経理と積立金管理業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。</p>	<p><u>第 3 3 条</u> 本機関は、電気事業法(昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号)第 2 8 条の 5 4 第 3 号の規定及び<u>会計規程</u>により、積立金管理業務に係る経理と積立金管理業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。</p>
<p>(解体等積立金の運用)</p>	<p>(積立金の運用)</p>
<p><u>第 3 1 条</u> 本機関は、<u>法第 1 5 条の 1 5 及び余裕金運用業務の細則</u>に関する<u>規程</u>の第 5 条に規定する方法により、<u>解体等積立金を運用</u>することができる。</p>	<p><u>第 3 4 条</u> 本機関は、<u>法第 1 5 条の 2 1</u>に基づき、<u>余裕金等の運用業務の細則</u>に関する<u>規程</u>の第 5 条に規定する方法により、<u>積立金を運用</u>することができる。</p>
<p>2 <u>前項に規定する方法による運用収入は、積立金管理業務費用に充てるものとし、他の費用に流用しない。</u></p>	<p>2 <u>本機関は、積立金の運用により生じた収入を積立金管理業務費用に充てるものとし、他の費用に流用しない。</u></p>
<p>(残高の報告)</p>	<p>(残高の報告)</p>
<p><u>第 3 2 条</u> 本機関は、毎月 1 回その他必要があるときは、<u>解体等積立金の積立残高</u>を経済産業大臣に報告する。</p>	<p><u>第 3 5 条</u> 本機関は、毎月 1 回その他必要があるときは、<u>積立金の積立残高</u>を経済産業大臣に報告する。</p>
<p>第 8 章 (略)</p>	<p>第 6 章 (略)</p>
<p><u>第 3 3 条</u> (略)</p>	<p><u>第 3 6 条</u> (略)</p>
<p><u>第 3 4 条</u> (略)</p>	<p><u>第 3 7 条</u> (略)</p>
<p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>2</u> (略)</p>
<p><u>第 3 5 条</u> 情報管理については、<u>本機関の業務規程</u>第 8 条の規定による。</p>	<p><u>第 3 8 条</u> 情報管理については、<u>業務規程</u>第 8 条の規定による。</p>
<p>(業務委託先における秘密の保持)</p>	<p>(業務委託先における秘密の保持)</p>
<p><u>第 3 6 条</u> 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、<u>本機関の情報管理規程</u>第 3 7 条、<u>第 3 8 条及び第 3 9 条の規定により必要な対策を講じる。</u></p>	<p><u>第 3 9 条</u> 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、<u>秘密情報の取扱い及び情報セキュリティに関する必要な対策を講じる。</u></p>
<p>第 9 章 (略)</p>	<p>第 7 章 (略)</p>
<p>(法令等の遵守)</p>	<p>(法令等の遵守)</p>
<p><u>第 3 7 条</u> 本機関の職員は、<u>本機関の業務規程</u>の別紙 2 - 1 で定める職員行動規範第 1 条の規定により、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努める。</p>	<p><u>第 4 0 条</u> 本機関の職員は、<u>業務規程</u>の別紙 2 - 1 で定める職員行動規範第 1 条の規定により、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努める。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(監査)</p>	<p>(監査)</p>
<p><u>第 3 8 条</u> (略)</p>	<p><u>第 4 1 条</u> (略)</p>
<p>第 1 0 章 積立金管理業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項</p>	<p>第 8 章 積立金管理業務に関する帳簿、書類の管理及び保存に関する事項</p>
<p>(帳簿及び書類の保存)</p>	<p>(帳簿及び書類の保存)</p>
<p><u>第 3 9 条</u> (略)</p>	<p><u>第 4 2 条</u> (略)</p>
<p><u>(1) 法第 1 5 条の 1 6 の帳簿</u></p>	<p><u>一 法第 1 5 条の 1 6 に規定する帳簿</u></p>
<p><u>(2) (略)</u></p>	<p><u>二 (略)</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるように<u>して、これを行うことができる。</u></p>	<p>3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるように<u>する。</u></p>
<p>(災害等に備えた管理)</p>	<p>(災害等に備えた管理)</p>
<p><u>第 4 0 条</u> (略)</p>	<p><u>第 4 3 条</u> (略)</p>
<p>第 1 1 章 その他積立金管理業務に関し必要な事項</p>	<p>第 9 章 雑則</p>
<p>(実施細則)</p>	<p>(実施細則)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第41条 本機関は、<u>この規程</u>に定めるもののほか、積立金管理業務の実施に関し必要な事項について、細則を定めることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第44条 本機関は、<u>本規程</u>に定めるもののほか、積立金管理業務の実施に関し必要な事項について、細則を定めることができる。</p> <p>2 (略)</p>

附則

(施行期日)

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則 (令和6年4月1日)

(施行期日)

本規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

様式第2

入札業務規程変更認可申請書

令和6年 3月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所 (〒135-0061)
東京都江東区豊洲 6-2-15
(ふりがな) でんりよくこういきてきうんえいすいしんきかん
名 称 電力広域的運営推進機関

(法人番号: 6010005023758)
(ふりがな) おおやま つとむ
代表者 氏 名 大山 力

電話番号 (03) 6832-6431

入札業務規程の変更について認可を受けたいので、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第8条の2第1項後段の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
別紙のとおり。
2. 変更の理由
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等の改正に対応するため。

以上

様式第14の3（第34条の3関係）

徴収等業務規程変更認可申請書

令和6年 3月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所 (〒135-0061)
東京都江東区豊洲 6-2-15
(ふりがな) でんりよくこういきできうんえいすいしんきかん
名 称 電力広域的運営推進機関

(法人番号：6010005023758)
(ふりがな) おおやま つとむ
代表者 氏 名 大山 力

電話番号 (03) 6832-6431

徴収等業務規程の変更について認可を受けたいので、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第40条第1項後段の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
別紙のとおり。
2. 変更の理由
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等の改正に対応するため。

以上

様式第7の7（第13条の9関係）

積立金管理業務規程変更認可申請書

令和6年 3月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所 (〒135-0061)
東京都江東区豊洲 6-2-15
(ふりがな) でんりよくこういきできうんえいすいしんきかん
名 称 電力広域的運営推進機関

(法人番号：6010005023758)
(ふりがな) おおやま つとむ
代表者 氏 名 大山 力

電話番号 (03) 6832-6431

積立金管理業務規程の変更について認可を受けたいので、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の14第1項後段の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
別紙のとおり。
2. 変更の理由
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等の改正に対応するため。

以上